

## 異業種等連携による木材供給拡大事業実施要領

異業種等連携による木材供給拡大事業（以下「事業」という。）の実施については、新潟県補助金等交付規則（昭和32年2月12日新潟県規則第7号）及び新潟県林業関係補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に規定するもののほか、この要領の定めるところによる。

### 第1 事業目的

- 1 事業は、「新潟県農林水産業施策推進計画」の実現に向けて実施するものとする。
- 2 異業種事業者等や新潟県外（以下「県外」という。）の林業事業体の新潟県内（以下「県内」という。）の林業への参入と県内林業事業体との連携を促進し、主伐・再生林の推進による県産材の供給拡大を図るため、森林施業に要する経費及び連携を図るために必要な経費を支援する。

### 第2 事業実施主体

事業実施主体は、素材生産及び再生林（以下「素材生産等」という。）に取り組む、別表1の基準を満たす事業体とする。

なお、事業区分別の事業実施主体は、別表2のとおりとする。

### 第3 補助対象経費等

事業実施主体が、次の団地（以下「モデル団地」という。）において実施する、素材生産等に要する経費を支援する。

- (1) 新潟県の設定する団地（以下「県設定団地」という。）
- (2) 県内林業事業体が設定し、当該事業体が新たな異業種事業者等や県外林業事業体と連携して施業する団地又は新たな連携内容に取り組む団地（以下「県内林業事業体設定団地」という。）

なお、事業区分別の支援対象等は、別表2のとおりとし、3「連携支援」については団地の設定を問わないものとする。

### 第4 補助対象年度

補助対象年度は、第5に定める全体計画書に記載した年度とし、初年度から起算して3年間を上限とする。

ただし、別表2の3「連携支援」は1県外事業体に関し1回のみ支援とし、全体計画の3年間に含まないものとする。

### 第5 全体計画の提出

- 1 事業実施主体は、別表2の事業区分1及び2の補助を受けようとする場合には、全体計画書（第1号様式）を地域振興局長又は地区振興事務所長（以下「地域振興局長等」という。）を経由して、知事に提出しなければならない。

なお、県設定団地の場合は、施業提案会で森林所有者に選定された日から原則として60日以内に提出するものとする。

- 2 事業実施主体は、全体計画書の事業期間及び経費区分を変更しようとするときは、変更全体計画書（第2号様式）を知事に提出するものとする。

## 第6 事業計画の作成等

- 1 事業実施主体は、毎年度、当該年度に実施する事業に係る事業計画承認申請書（第3号様式）を知事に提出し、事業の承認を受けるものとする。  
なお、事業実施主体がモデル団地において共同で素材生産等を行う場合は、代表者を定め、当該代表者を申請者とする。
- 2 地域振興局長等は、事業実施主体から申請のあった事業計画を審査し、適切と認めるときは第4号様式により知事に副申するものとする。
- 3 知事は、提出された事業計画の内容が適切と認められるときはこれを承認し、事業実施主体にその旨を通知する。
- 4 3の規定により承認された事業計画の内容を著しく変更して実施する場合は、1に準じて知事の承認を受けるものとする。  
なお、著しい変更とは、事業実施主体の変更、事業費の増及び30%を超える減に該当する場合をいう。
- 5 事業の中止及び取消しは、次のとおりとする。
  - (1) 事業実施主体は、承認を受けた事業の実施が困難となり、中止又は廃止しようとするときは、あらかじめ知事の承認を得なければならない。
  - (2) 知事は、事業実施主体が承認した事業計画に従って事業を実施していないと認められるときは、事業計画の承認を取り消すことができる。

## 第7 事業の実施

- 1 交付決定前着手届  
事業の着手は、原則として補助金交付決定に基づき行うものとするが、当該年度において、やむを得ない事情により交付決定前に着手しようとする場合は、第5号様式により地域振興局長等に提出するものとする。
- 2 事業着手届  
事業に着手したときは、速やかに第6号様式により地域振興局長等に提出するものとする。
- 3 事業完了報告  
事業が完了したときは、交付要綱第12に基づく実績報告書と併せて、第7号様式により地域振興局長等に提出するものとする。
- 4 検査  
地域振興局長等は、上記3の提出があったときは、事業の履行を検査するものとする。  
なお、検査は、新潟県林業関係補助事業検査規程（昭和48年11月新潟県告示第1591号）及び新潟県林業関係補助事業検査要領（昭和53年10月13日付け林第1310号）に基づき行うものとする。

## 第8 事業の推進体制

- 1 地域振興局長等は、事業実施の推進について、事業実施主体の指導・支援に当たるものとする。
- 2 事業実施主体は、事業目的の達成に向け、本事業の円滑かつ効果的な実施に努めるものとする。

## 第9 事務取扱等

- 1 本要領において、知事に提出する申請書等は、全て地域振興局長等を経由するものとする。
- 2 地域振興局長等は、新潟県行政組織規則（昭和35年3月25日新潟県規則第8号）第10条

の規定に基づきその所管又は担当する区域の申請書等についてその内容を審査し、農林水産部林政課に提出するものとする。

- 3 地域振興局長等は、必要に応じて、事業実施主体に対して事業の実施に関する資料等の提出を求めることができる。

## 第10 その他

- 1 本事業のモデル団地において生産した木材については、全部又は一部を製材工場等の県内の需要者へ供給すること。
- 2 この要領に定めるもののほか、事業実施に関して必要な事項は別に定める。

## 附則

この要領は、令和5年6月2日から施行する。

この要領は、令和6年5月23日から施行する。

この要領は、令和7年5月15日から施行する。

別表 1 適合基準

事業体区分	適合基準
(1) 異業種事業者等	<p>県内に事業所を有する、林業以外の業種又は過去5年以内に林業に参入した事業体であって、素材生産実績があること。</p> <p>ただし、(2)又は(3)とモデル団地において共同で素材生産等を行う場合は、素材生産実績を問わない。</p>
(2) 県外林業事業体	<p>県外に本社を有する林業事業体で、①から③のいずれかであること（県内に事業所を有する場合を除く）</p> <p>① 森林経営管理法の規定により都道府県が公表した民間事業者</p> <p>② 効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、「林業経営体の育成について（平成30年2月6日付け29林政経第316号林野庁長官通知）」に基づき知事が選定した林業経営体</p> <p>③ 国有林、公有林、（国研）森林研究・整備機構森林整備センター（以下「国有林等」という。）での素材生産実績がある事業体</p> <p>ただし、(3)とモデル団地において共同で素材生産等を行う場合は、①から③を問わない。</p>
(3) 上記(1)、(2)のいずれかと、モデル団地において共同で素材生産等を行う県内林業事業体	<p>県内林業事業体は、①から③のいずれかであること</p> <p>① 林業労働力の確保の促進に関する法律に基づき県が認定した事業主</p> <p>② 森林経営管理法の規定により県が公表した民間事業者</p> <p>③ 国有林等での素材生産実績があり、県内に事業所を有する事業体</p> <p>ただし、別表2の事業区分3については、新たに(2)と連携を図る県内林業事業体</p>

別表2 支援対象等

事業区分	補助率及び補助金額	支援対象（経費区分）	実施主体
1 参入初期支援	<p>【1年目】 当該経費の1/2以内</p> <p>【2年目】 当該経費の1/3以内</p> <p>【3年目】 当該経費の1/4以内</p> <p>当該年度予算の範囲内とする。</p>	<p>モデル団地内で行う施業に係る次の経費</p> <p>(1) 森林作業道の開設に係る調査・設計費 ※対象となる経費は、「I 対象経費（費目）」に記載のとおりとする。</p> <p>(2) 森林作業道の開設及び施業の実施に係る機械レンタル経費</p> <p>(3) 県内林業事業体と異業種事業者等や県外林業事業体との連携に要する経費 ※現地案内、地元等関係者との仲介・調整、現場管理、その他参入事業者と連携することで発生する県内林業事業体の活動費とし、定額18,700円/人日とする。</p> <p>ただし、上記の森林作業道は、主伐・再造林が行われるモデル団地内で開設されるものとし、原則として開設の完了年度の翌年度から起算して3年以内に、主伐・再造林を行うものとする。</p>	<p>【県設定団地】 別表1の(1)から(3)のうち、施業提案会で森林所有者に選定された者</p> <p>【県内林業事業体設定団地】 別表1の(3)、及び(3)と共同する(1)又は(2)</p>
2 県外林業事業体参入定着支援	<p>【1年目】 当該経費の1/2以内</p> <p>【2年目】 当該経費の1/3以内</p> <p>【3年目】 当該経費の1/4以内</p> <p>当該年度予算の範囲内とする。</p>	<p>(1) 施業期間中の住宅賃料、宿泊費</p> <p>(2) 施業に係る現場休憩所、簡易トイレのレンタル経費</p>	<p>別表1の(2)のうち、県内に事業所を設置する者</p> <p>ただし、別表1の(3)と共同する(2)は、県内での事業所設置を問わない。</p>
3 連携支援	<p>当該経費の1/2以内</p> <p>当該年度予算の範囲内とする。</p>	<p>新たに県外事業体と連携を図るための県内林業事業体の旅費</p> <p>・交通費</p> <p>※公共交通機関利用の場合、乗換案内アプリ（ジョルダン等）の乗車日時、経路が明確に表示されたものによる。</p> <p>※自動車利用の場合、走行距離に応じた金額。1km22円として経路検索結果（Googleマップ等）による。</p>	<p>別表1の(3)のうち、新たに(2)と連携を図る県内林業事業体</p>

		※高速道路利用の場合、実費 ・宿泊費：実費（ただし、12,000円を上限とする）	
--	--	---	--

## I 対象経費（費目）

区 分	内 容
技術者給	事業を実施する上で必要となる技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃（「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について」（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）によるものとする。）
賃金	事業を実施する上で必要なアルバイト及び技能者等の賃金（ただし、賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含むものとする。）
謝金	事業を推進するために実施する、境界の立会い等に出席する所有者等の謝金
旅費	事業を推進するために実施する、境界の立会い等に出席する所有者等の旅費、新たに県外林業事業体と連携を図るための県内林業事業体の旅費
需用費	消耗品費、燃料費、修繕料等
役務費	通信運搬費、手数料、伐倒費、薬剤散布費、労災保険料、損害保険料等
委託料	資料作成、測量・調査等の委託料
使用料及び賃借料	土地建物、貨客兼用自動車、事業用機械器具等の借料及び損料
備品・資機材購入費	事業の効果的かつ円滑な実施を図るために必要な備品・資機材等（薬剤、鉋等）の購入費（ただし、机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）

## II 経費として計上できないもの

- ・ 交付決定日前に発注、購入、契約等を実施した経費（ただし、交付決定前着手届を提出した場合を除く。）
- ・ 事業実施中に発生した事故・災害の処理のための経費
- ・ 汎用性があり、目的外使用に成り得るもの（パソコンやプリンタ、デジタルカメラ、サーバ、ソフトウェア等）の購入費、保証金、敷金及び仲介手数料に係る経費
- ・ 金融機関などへの振込手数料に係る経費（取引先が負担する場合を除く。）
- ・ 補助事業計画書、交付申請書等の書類作成及び送付に係る経費
- ・ 上記の他、公的な資金の使途として社会通念上不適切と認められる経費
- ・ 自己都合によるキャンセル費用及びキャンセルまでに支払った経費

### Ⅲ 補助金額の算定

消費税等は、補助対象経費から除外して補助金額を算定すること。

ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税等を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとする。

- (1) 消費税法における納税義務者とならない補助事業者
- (2) 免税事業者である補助事業者及び簡易課税事業者である補助事業者
- (3) 消費税法別表第三に掲げる法人の補助事業者
- (4) 課税事業者のうち課税売上割合が低い等の理由から、消費税仕入控除税額確定後の返還を選択する補助事業者

第1号様式

第 号  
年 月 日

新潟県知事 様

申請者  
住 所  
氏 名

異業種等連携による木材供給拡大事業全体計画書

(県の設定するモデル団地での施業提案会で、年 月 日に事業実施主体として選定されたため、※) 事業実施要領第5の1の規定に基づき、全体計画書を提出します。

記

1 全体計画書 (別添様式第1号)

※県の設定するモデル団地以外の事業実施の場合は、括弧内の文言を記載しない。

第2号様式

第 号  
年 月 日

新潟県知事 様

申請者  
住 所  
氏 名

異業種等連携による木材供給拡大事業変更全体計画書

年 月 日付 第 号で提出した全体計画の内容を変更するため、事業実施要領  
第5の2の規定に基づき、変更全体計画書を提出します。

記

1 変更全体計画書（別添様式第1号）

新潟県知事 様

申請者  
住 所  
氏 名

年度異業種等連携による木材供給拡大事業計画（変更）承認申請書

異業種等連携による木材供給拡大事業を下記のとおり実施したいので、事業実施要領第6の1の規定に基づき、関係書類を添えて申請します。

記

1 （変更）事業計画書（別添様式第2号）

（変更の場合は、以下を記載する。）

- 2 変更理由
- 3 変更の概要

（注）事業実施要領別表1の適合基準を確認できる書類を添付すること。  
複数事業者による共同申請を行う場合は、別紙を添付すること。

別紙

複数事業者による共同申請／共同申請者一覧

【代表事業者】

郵便番号	
住所	
事業者名	
代表者名	

【代表事業者以外の共同申請参画事業者数： 者】

郵便番号	
住所	
事業者名	
代表者名	

郵便番号	
住所	
事業者名	
代表者名	

第4号様式

第 号  
年 月 日

新潟県知事 様

地域振興局長

年度異業種等連携による木材供給拡大事業について（副申）

年 月 日付 第 号で から別紙のとおり異業種等連携による木材供給拡大事業の計画承認申請がありましたので、下記のとおり副申します。

記

第5号様式

第 号  
年 月 日

地域振興局長 様

申請者

年度異業種等連携による木材供給拡大事業交付決定前着手届

年 月 日付 第 号で承認された標記事業について、事業実施要領第7の1の規定に基づき、別記条件を了承の上、下記のとおり提出します。

記

- 1 事業内容
- 2 事業費
- 3 着手予定年月日
- 4 完了予定年月日
- 5 交付決定前着手を必要とする理由

(別記条件)

- 1 交付決定を受けるまでの期間に天災等の事由によって実施した施策に損失を生じた場合は、これらの損失は事業実施主体が負担すること。
- 2 交付決定を受けた補助金額が交付申請額又は交付申請予定額に達しない場合においても、異議を申し立てないこと。
- 3 当該施策については、着工から交付決定を受ける期間内においては計画の変更は行わないこと。

第6号様式

第 号  
年 月 日

地域振興局長 様

申請者

年度異業種等連携による木材供給拡大事業着手届

年 月 日付 第 号で承認された標記事業について、事業実施要領第7の2の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 事業内容
- 2 事業費
- 3 着手年月日
- 4 完了予定年月日

第7号様式

第 号  
年 月 日

地域振興局長 様

申請者

年度異業種等連携による木材供給拡大事業完了報告書

異業種等連携による木材供給拡大事業実施要領第7の3の規定に基づき、下記のとおり提出します。

記

- 1 事業内容  
別添様式第3号のとおり
- 2 事業費
- 3 着手年月日
- 4 完了年月日

(注) 複数事業者による共同実施の場合は、第3号様式の別紙を添付すること。

別添様式第 1 号

(変更) 全体計画書

	事業者名	代表者名
代表事業者		
その他共同事業者		

(1) 団地の概況

所在、(林小班)	
森林内容	面積            ha (うち人工林            ha) 林齢            ~            年生

(2) 団地の施業概要

区分	施業量	連携の内容 ※県内林業事業体設定団地の場合に記載 (新たな連携であることが分かるように記載)
主伐	ha	
(うち再造林)	(    ha)	
間伐	ha	
その他(            )	ha	
森林作業道	m	

(3) 実施計画 (補助対象年度            年～            年)

経費区分	○年度計画 (1年目) ※補助率 1/2			○年度計画 (2年目) ※補助率 1/3			○年度計画 (3年目) ※補助率 1/4			4年目以降 ※補助なし	
	実施内容	事業費 (千円)	補助金額 (千円)	実施内容	事業費 (千円)	補助金額 (千円)	実施内容	事業費 (千円)	補助金額 (千円)		
1 参入初期支援			/			/			/		
調査・設計											
機械レンタル	(機械名)										
連携											
小計											
2 県外林業事業体参入定着支援											
合計											

※ 変更全体計画書の場合は、上段：変更前、下段：変更後として記載する。

(4) 添付書類            位置図

別添様式第2号

(変更) 事業計画書

(1) 団地の概況

所 在、(林小班)	
森林内容	面積            ha (うち人工林        ha)、林齢        ~        年生

※ 連携支援のみ計画する場合は、記載不要

(参考) 団地の施業概要

区分	実施年度	施業量	搬出材積	木材供給先
主伐		ha	m <sup>3</sup>	
(うち再造林)		(        ha)		
間伐		ha	m <sup>3</sup>	
その他 (        )		ha	m <sup>3</sup>	
森林作業道		m	—	

※ 施業提案書の写しの添付をもって、記載に代えることができる。

※ 連携支援のみ計画する場合は、記載不要

役割分担 (※ 県内林業事業者が申請する場合に記載)

事業者名	作業内容	備考

事業所設置年月日及び事業所の所在地

令和    年    月    日	住所
-------------------	----

※ 県外林業事業者参入定着支援を申請する場合に記載

ただし、県内林業事業者とモデル団地において共同で素材生産等を行う場合は、記載不要

(2) ○年度実施計画 (○年目)

区分	施業量	搬出材積	木材供給先
主伐	ha	m <sup>3</sup>	
(うち再造林)	(        ha)		
間伐	ha	m <sup>3</sup>	
その他 (        )	ha	m <sup>3</sup>	
森林作業道	m	—	

※ 連携支援のみ計画する場合は、記載不要

経費区分	実施内容	実施期間 (○月～○月)	事業費 (円)	事業費内訳	補助金額 (千円)
1 参入初期支援					/
	森林作業道の 調査・設計				
	機械レンタル (機械名)				
	連携				
	小 計				
2 県外林業事業者 参入定着支援					
3 連携支援	(県外林業事業者 名)				
合 計					

※ 事業費内訳は、各実施内容の積算根拠を記載すること。

※ 補助金額は千円未満切捨てとする。

※ 変更事業計画書の場合は、上段：変更前、下段：変更後として記載する。

### (3) 添付書類

位置図、施業図(森林作業道、主・間伐、更新伐、再生林の箇所を記載)

3 連携支援については、県外林業事業者の所在地を示した位置図

事業実績書

(1) 団地の概況

所 在、（林小班）	
森林内容	面積            ha（うち人工林        ha） 林齢            ~        年生

(2) ○年度事業実績（○年目）

区分	施業量	搬出材積	木材供給先
主伐	ha	m <sup>3</sup>	
（うち再造林）	（ ha）		
間伐	ha	m <sup>3</sup>	
その他（        ）	ha	m <sup>3</sup>	
森林作業道	m	—	

経費区分	実施内容	実施期間 （○月～○月）	事業費 （円）	事業費内訳	補助金額 （千円）
1 参入初期支援					/
森林作業道の 調査・設計					
機械レンタル	（機械名）				
連携					
小 計					
2 県外林業事業体 参入定着支援					
3 連携支援	（県外林業事業体 名）				
合 計					

※ 事業費内訳は、各実施内容の積算根拠を記載すること。

※ 補助金額は千円未満切捨てとする。

(3) 添付書類

位置図、施業図（森林作業道、主・間伐、更新伐、再造林の箇所を記載）、実施状況写真、事業費算出の根拠等となる書類